

# 個人情報保護・金融犯罪防止への取組み

## 個人情報保護への取組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。

詳しい内容につきましては、当金庫ホームページに掲載しています。

当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、営業店窓口または下記までご連絡ください。

個人情報に関する  
ご相談窓口

愛媛信用金庫 営業統括部 お客さま相談室

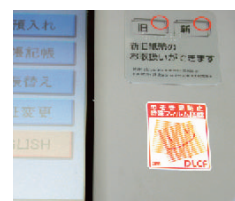
住所:愛媛県松山市二番町4丁目2番地11 電話番号:089-946-1203

## 金融犯罪防止への取組み ~お客さまに安心してご利用いただくために~

### 偽造キャッシュカード犯罪への対策

当金庫では、最近多発している偽造キャッシュカード犯罪への対策として次のような項目を実施しています。

項目	実施状況	
被害の発生を防止するための対策	防犯カメラ・ビデオの設置	全ATMコーナーに設置しています。また、警察当局への情報提供を可能とするために、ビデオテープを一定期間保管しています。
	つい立の設置	覗き見できない構造のATMコーナーを除く全ATMに設置しています。
	覗き見防止用フィルターの設置	共同ブースおよびATM複数台設置店舗の全ATMに設置しています。
	後方確認用ミラーの設置	全ATMコーナーに設置しています。
	ATMでの暗証番号変更の手続	全ATMに暗証番号変更機能を搭載しています。また、類推されやすい暗証番号(生年月日、電話番号、連続する番号等)を設定しているお客さまに対して、ホームページ等で注意を呼びかけ、暗証番号の変更をお勧めしています。なお、現在は新規・変更とともに類推されやすい暗証番号の受付を行っておりません。
	ご利用明細票出力の選択	ATMご利用明細票の出力をお客さまによる選択方式としています。また、口座番号を*印で表示するとともに、ATMコーナーのごみ箱を廃止するなど、情報漏えいの防止を図っています。
ICキャッシュカードの導入	高度な暗号化技術により偽造や不正読み取りが困難な「ICチップ」を搭載したキャッシュカードを発行しています。スキミングなどによる偽造カード犯罪から、お客さまの大切な預金をお守りします。	
被害を極小化するための対策	1日あたりの限度額の設定	個人、法人ともATMでの1日1口座あたりのお引き出し金額を200万円に制限しています。また、お客さまからのお届けにより、口座単位でご希望に応じた支払限度額(最高200万円)および支払限度回数を設定いただけます。
	異常取引の早期発見	日々のATM障害、カード紛失や大口引き出し等の情報をモニタリングし、異常な取引やトラブルの早期発見に努めています。
	偽造キャッシュカードによる被害を担保した補償保険への加入	すべてのキャッシュカードについて、保険に加入しています。(カードの種類、被害時の状況等に応じて補償範囲が異なります。)



(平成19年6月末日現在)

### 振り込め詐欺への対応

振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺等の総称です。最近では手口も多様化、悪質化しています。

当金庫では、これらの詐欺による被害の未然防止に努めています。振り込みや定期預金の解約等で来店されたお客さまが過度に動揺されていたり、不審と思われる様子をいち早く察知し、事情をお伺いして適切なアドバイスをするよう心掛けています。

また、ATMでのお振込の際には、お手続きに入る前に、本当に必要な振込であるか今一度ご確認くださいようメッセージを表示し、注意を呼び掛けています。

